

## 倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成28年11月8日(火)午前10時00分から午前10時35分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(13人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

2番 柿本 太志 委員 4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員

6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員 9番 難波 福治 委員

10番 難波 朋裕 委員 12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員

14番 黒岡 勝美 委員

4 欠席委員(5人)

1番 古川 敦己 委員 3番 千田 甚治 委員 8番 安田 公彦 委員

11番 原田 龍五 委員 15番 光田 稔 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

6番 田邊 洋樹 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第 6 号 市街化調整区域内農地の転用目的での競売に対する買受適格証明願について

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 4 条の規定による届出の取り止めについて

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

追加議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 前田 一郎 主任 日下部 啓司 主任 中村 英樹  
主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

農林水産課 課長 早瀬 徹 主幹 陶山 憲治

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」	<p>ただ今から、平成28年11月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(13)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(2)番(柿本 太志)委員と(4)番(山地 康弘)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の前田主幹と中村主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p>
事務局 則本主任	<p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて12件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、所有権移転が9件、使用貸借権設定が3件です。</p>

	<p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p><b>【議案第1号、1番から12番について調査票をもとに説明】</b></p> <p>4番から6番につきましては、合わせて譲受人が下限面積を満たすこととなります。玉島地区協議会でご審議いただきましたが、営農計画書を確認し、農業を営む見込みが十分にあると判断いたしました。</p> <p>その他、1番から3番及び7番から12番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>また、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から3頁12番までの計12件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p><b>【 異議なしの声あり 】</b></p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第1号は、1頁1番から3頁12番までの計12件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に2件の申請がありました。</p> <p>各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p>

**【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】**

1番と2番についてですが、特に問題はございませんでした。

許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、4頁1番から2番までの計2件は、別添調査票のとおり、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

**【 異議なしの声あり 】**

議 長

異議なしということでございますので、議案第2号は、4頁1番から2番までの計2件は、許可と決定いたします。

次に、5頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局  
早乗  
副主任

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から6頁にかけて10件の申請がありました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

**【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】**

1番と2番についてですが、農業者雇用について改善策の提出を求める必要があるため保留になっていた案件でございます。このことについて申請代理人から農業者雇用の改善策が提出され、倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、農業者の雇

用について改善がみられるため許可意見との事でした。

3番から6番についてですが、特に問題はございませんでした。

7番についてですが、法定添付書類の添付がなかったため、議案から削除し返戻とのことでした。

8番についてですが、該当地の雨水排水経路について修正を求めていましたが、未修正のまま提出されましたので、再度修正を求めるために保留との事でした。

9番と10番についてですが、特に問題はございませんでした。

以上により7番は議案から削除し返戻。8番は保留、1番から6番、9番と10番の8件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、この8件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、5頁1番から6頁6番まで、6頁8番から10番までの計9件の内、8番は保留、残り8件は別添調査票のとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしとのことですから、議案第3号は、5頁1番から6頁6番まで、6頁8番から10番までの計9件の内、8番は保留、30a以下の1番、3番から6番、9番から10番は、許可と決定いたします。なお、30aを超える2番につきましては、岡山県農業会議に意見聴取を行った後、許可と決定することとします。

次に、7頁をお開きください。議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいります、田邊委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いたします。

<p>議 長</p> <p>事務局 則本主任</p>	<p>(田邊委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から11頁にかけて39件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借11件、使用貸借28件です。</p> <p>また、利用期間の更新は10件で、新規は29件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが12件、農地利用集積円滑化団体によるものが5件、農地所有適格法人によるものが2件で、その他は個人です。</p> <p>面積は102,228.86㎡です。そのうち中間管理機構によるものは30,961㎡です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、39件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は7頁1番から11頁39番までの計39件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、7頁1番から11頁39</p>

<p>議 長</p>	<p>番までの計39件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、田邊委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(田邊委員 入室)</p> <p>田邊委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、12頁をお開きください。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 前田主幹</p>	<p>前田です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。12頁をご覧ください。南地区で1件の申請がありました。</p> <p>特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は福田町古新田で、第二福田小学校の南西約800mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、それぞれ自宅から約70m、140mの距離にある田です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>これらの調査内容について南地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、12頁1番は、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>



各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第5号は、12頁1番は、承認されました。</p> <p>次に、13頁をお開きください。議案第6号「市街化調整区域内農地の転用目的での競売に対する買受適格証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 日下部 主任	<p>日下部でございます。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第6号 市街化調整区域内農地の転用目的での競売に対する買受適格証明願についてでございますが、13頁に1件の買受適格証明願が提出されました。市街化調整区域内農地の競売において太陽光発電施設用地に転用する転用目的での参加資格を求める案件でございます。入札期間は、12月1日から12月8日です。</p> <p>調査の内容につきましては、お手元に配付しております、別添の「市街化調整区域内農地の転用目的での競売に対する買受適格証明願に係わる調査票」に記載しておりますので、あわせてご覧ください。</p>
	<p><b>【議案第6号、1番について調査票をもとに朗読・説明】</b></p> <p>農地法第5条第1項の許可は、農地法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、することができないとされております。</p> <p>今回の案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないものと判断できるに足る、施設の立面図・造成計画平面図・埋立断面図・排水施設計画平面図・送電線配線図等、施工内容の詳細が確認できる図面の提出を求めましたが、いまだに施工内容の詳細が確認できません。</p> <p>そのため、許可基準からみた検討状況につきましては、許可相当であるとは判断できないため、証明交付はできないものと考えます。</p> <p>このことから、真備地区協議会でご審議いただきましたところ、施工内容の詳細が確認できないため、証明交付はできないもののご意見でした。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第6号「市街化調整区域内農地の転用目的での競売に対する買受適格証明願について」は、13頁1番は、承認しないとのことですが、皆</p>

<p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしとのことですので、議案第6号は、13頁1番は、証明交付できないものとしたします。</p> <p>次に、14頁をお開きください。議案第7号「農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、田邊委員さんに関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(田邊委員 退席)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局 則本主任</p>	<p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。</p> <p>「議案第7号 農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について」でございますが、14頁から25頁にかけて、一般財団法人倉敷市船穂農業公社から倉敷市に対して、農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請書の提出がありました。</p> <p>事業規程の変更につきましては、農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項において市の同意が必要とされており、また、同法第11条の12第2項において準用する第11条の11第4項において、市は農業委員会の決定を求めることとなっております。</p> <p>提出された農用地利用集積円滑化事業規程の新旧対照表及び改正案については、15頁から添付しておりますのでご参照ください。</p> <p>それでは今回の事業規程の主な変更内容についてでございますが、本日、承認依頼のあった農林水産課の方に同席していただいておりますので、農林水産課よりご説明いただきます。</p>

農林水産課 早瀬課長	<p>現在、同公社の事業規程の第3章 農地売買等事業では、「農地の借り受け、貸し付け」に関する業務のみを規定していますが、この度、倉敷市が船穂町柳井原地内において、ほ場整備事業を実施するにあたり、同公社が当該用地に係る売買等の業務を行うこととなりましたので、事業規程に「農地の買い入れ、売渡し及び交換」に関する業務を新たに追加するものでございます。</p>
事務局 則本主任	<p>事務局といたしましては、この度の事業規程変更は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号口に規定されている農地売買等事業に該当しているものであり、承認が相当と判断いたします。</p> <p>ご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積円滑化事業規程の承認について」は、内容が適当であり承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第7号は承認されました。</p> <p>事務局、田邊委員さん入室するように伝えてください。</p> <p>(田邊委員入室)</p>
議 長	<p>田邊委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第7号は承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に26頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>29頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>31頁をお開きください。</p>

<p>事務局 中村主任</p>	<p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について 35頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について 36頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて 37頁をお開きください。</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて 一括して事務局に説明をお願いします。</p> <p>26頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、26頁から28頁にかけて14件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に29頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、29頁から30頁にかけて11件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に31頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、31頁から34頁にかけて34件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に35頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、35頁に2件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に36頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」でございます</p>
---------------------	--

<p>議 長</p>	<p>が、36頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に37頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、37頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第6号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>次に、追加議案をご覧ください。追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。</p> <p>先月、農地転用における必要性が不十分であるため、再度確認する必要性があるため保留となっていた案件です。</p> <p>このことにつて、申請代理人に必要性及び、代替え性について説明を求めましたが、具体的な説明・回答が得られませんでした。</p> <p>倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、再度、必要性及び、代替え性の提出を求める必要性があり保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、追加議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>

各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	<p>異議なしということでございますので、追加議案第1号は、1番は保留と決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。 事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成28年12月7日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時35分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成28年11月8日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員